

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 41 回食品添加物部会

日時 : 2009 年 3 月 16 日 (月) ~ 3 月 20 日 (金)

場所 : 上海 (中国)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO/WHO 及び第 69 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項
4.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
5.	食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)
	(a) 回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対する意見及び情報
	(b) GSFA に関する電子作業部会 (第 39 回 CCFA により設立) からの報告
	(c) GSFA に関する電子作業部会からの報告
6.	加工助剤
	(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則原案 (N14-2008)
	(b) 加工助剤一覧 (IPA): 更新リスト
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	INS の変更 / 追加の提案 (回覧文書 CL 2008/10-FA Part B point 13 への回答)
8.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
9.	JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト
	(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)
	(b) JECFA 評価の優先リストに関する回覧文書の変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)
10.	討議文書
	(a) GSFA の特定の食品分類の範囲に関する討議文書
	(b) コーデックス規格の添加物条項と GSFA の不整合に関する課題の特定と勧告に関する討議文書
	(c) 食品添加物の同一性及び純度に関する規格と INS における物質名の不整合に関する討議文書
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2009 年 3 月 14 日 (土) に「食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)」に関する作業部会が開催された。

第 41 回食品添加物部会（CCFA）概要

1. 開催日及び開催場所

日 時：2009 年 3 月 16 日（月）～20 日（金）

場 所：上海（中国）

2. 参加国及び国際機関

56 力国、1 加盟機関（EC）、25 国際機関（参加者総数約 220 人）

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

基準策定専門官

磯崎 正季子

農林水産省消費・安全局国際基準課課長補佐

小出 純

内閣府食品安全委員会事務局評価課添加物係長

大竹 詠子

国税庁課税部鑑定企画官付鑑定官

原 一広

国立医薬品食品衛生研究所添加物部第一室長

佐藤 恭子

厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室

岩橋 祥子

農林水産省総合食料局食品産業振興課総括係

黒川 耕大

テクニカルアドバイザー

(社)日本食品衛生協会

平川 忠

(社)日本食品衛生協会

林 新茂

(社)日本食品衛生協会

岡村 弘之

4. 議題の概要

議題 4 コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認/改訂

ADI が数値で定められている食品添加物は最大使用基準値を数値で記載することが原則であるが、従来、ADI が数値で定められているにもかかわらず、最大使用基準値を GMP として承認した例が散見されていたところである。今回の部会においては、原則を厳密に適用することとされ、各部会から承認が求められていた食品添加物の最大使用基準値のうち、ADI が数値で定められている食品添加物について GMP としていたものについては、食品添加物の一般規格（GSFA）の該当する食品分類に数値があるものはその数値に修正、数値がないものは各部会に差し戻しとなった。

また、ADI が数値で定められている食品添加物の最大使用基準値は、GMP では承認しないとしていることを各部会に連絡することが合意された。

議題 5 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)

本会合に先立ち米国を座長として開催された物理的作業部会の報告書に基づき検討された。主な合意事項は以下のとおり。

(a) 回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対する意見及び情報

i) GSFA 表 3 への硫酸マグネシウムの追加 (ステップ 3) 及び表 3 の別表(注)に挙げられた食品分類における新たな使用の提案 (point 9)

GSFA 表 3 への硫酸マグネシウム及びプルランの追加 (ステップ 5/8) 及び食品分類 12.1.2 (代替塩) や 14.1.2.2 (野菜ジュース) 等の 4 つの食品分類について硫酸マグネシウムに関する新たな食品添加物条項をステップ 3 として GSFA 表 1, 2 に盛り込むことが合意された。

(注)GSFA 表 3 に記載された食品添加物は指定がない限りどの食品分類でも GMP に従って使用できるが、その例外となる食品分類を別表に記載している。

ii) リコピンとアルミニウム含有添加物の最大使用基準値の根拠の明確化を含む、GSFA の新規食品添加物条項 (point 10)

iii) アルミニウム含有添加物及びリン酸アルミニウムナトリウムの最大使用基準値の根拠の明確化を含む、GSFA の食品添加物条項についての追加情報 (point 11)

- 使用実態についての情報が提供されなかった 13 の食品添加物条項についての作業の中止が、使用実態のあるものについては使用実態を踏まえた最大使用基準値の修正が合意された。
- アナトー抽出物 (ビキシン- [INS160b (i)] 及びノルビキシン- [160b ()] タイプ) 及びリコピン (INS160d(i), 160d()) の食品添加物条項案についてはステップ 4 及びステップ 7 に留め置くことが合意された。
- カルミン、カロテノイド類等 8 つ食品添加物条項原案及び案について追加情報を求めることが合意された。(ステップ 3 又は 6)
- アルミニウム含有添加物 (INS541(i),(ii)、523、554、556、559) については、全添加物条項について改めて報告根拠を求めることが合意された。

- iv) 食品分類 02.2.2 (ファットスプレッド、乳性ファットスプレッド及び混合スプレッド)、06.8 (大豆製品 (食品分類 12.9 の大豆原料の調味料及び薬味は除く))、12.9 (大豆原料の調味料及び薬味)、12.10 (大豆由来以外のタンパク製品) 及びその関連分類を見直したことにともなう当該食品分類に含めるべき食品添加物条項の提案 (point 12)

本会合に先立ち開催された作業部会では、回覧文書 (CL 2008/10-FA Part B (points 9-12)) に対して寄せられた提案について座長国米国がまとめたリストをもとに、既存の食品規格の最大使用基準値と整合するように検討がなされた。

本会合では作業部会で修正されたリストをもとに議論がなされたが、時間的制約により事実上、食品分類 02.2.2 以外の大部分は作業部会で修正されたリストをそのままステップ 3 とし、各国からのコメントを求めることとされた。

(b) GSFA に関する電子作業部会 (第 39 回 CCFA により設立) の報告

(c) GSFA に関する電子作業部会の報告

- i) 食品分類 16.0 (複合食品：食品分類 01-15 に含まれないもの)

食品分類 16.0 の添加物条項に関しては、部会において同分類の必要性についての検討が終了するまで最大使用基準値の検討を行わないという作業部会からの勧告に合意した。(なお、議題 10(a)において同分類を維持することが合意されるとともに、食品分類名及び記述の修正案、具体的な食品の例についてコメントを求めることとされた。)

) 注釈 161 の使用について

注釈 161「特に GSFA の前文のセクション 3.2 との合致を目指した輸入国の規定が適用される」の使用については、食品添加物条項の調和を図るという GSFA の目的を損なうことのないように最小限とすべきであると合意された。

しかし、EC やブラジルなどのいくつかの代表団から、特定の食品分類における着色料の使用に関して懸念が示されたことから、原則として食品分類 4.0、7.0、5.1.3 及びそれらに関連する下位分類における着色料の条項にのみ注釈 161 を付すことが合意されるとともに、その他の食品分類におけるこの注釈の必要性については、食品分類と食品添加物との組み合わせにより個別に検討していくこととされた。

しかしながら、注釈 161 が GSFA の目的に与える悪影響の可能性を懸念する意見が多く出たことから、この注釈の適用についてのコメントを求めることが合意された。

iii) その他の合意事項

- 26 の食品添加物条項の案及び原案に係る作業を中止すること。
- 以下の事項を第 32 回総会に諮ること。
 - 25 の食品添加物条項案及び原案(ステップ 8 もしくはステップ 5/8)
 - GSFA 表 3 への硫酸マグネシウム及びプルランの追加 (ステップ 8)
 - 3 の食品添加物条項の廃止 (採択)

GSFA の今後の作業

米国は次回会合に向けて食品添加物条項案及び原案に関する採択、修正あるいは中止の勧告を含む報告書を作成することとされ、また、次回会合に先立ち、米国主導による物理的作業部会を開催し、今回時間の制約により検討ができなかった注釈の改正に係る物理的作業部会の勧告や電子作業部会の報告及び関連コメント等について検討することとされた。

また、適当な期間内に効率的に GSFA の作業を処理できるような、別の作業メカニズムを検討する必要があると合意された。そこで、回付文書により GSFA に関する作業を効率的に処理するためのコメントや提案を求めた後、コーデックス事務局が統合文書を作成し、次回部会前に再度コメントを求めることとされた。

議題 6 加工助剤

(a) 加工助剤に関するガイドライン及び原則 原案

インドネシア主導の電子的作業部会(我が国を含む)で作成された原案を基に検討することとされていたが、作成された原案には多数のコメントが提出されており、タイトル、範囲、加工助剤の定義及び加工助剤一覧 (IPA) の役割等、未解決の問題がいくつもある上、時間的制約もあったことから、今回の会合では詳細な議論が行われず、ステップ 2 に差し戻すことで合意した。

再度インドネシア主導の電子作業部会を設置し、今回会合において提出されたコメントを勘案して改正原案を作成することとされた。

議題 9 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価のための食品添加物の優先リスト

(a) JECFA 評価の優先リストの追加及び変更に関する提案 (回覧文書 CL 2008/26-FA への回答)

カナダを座長として会期中に開催された作業部会の報告に基づき、議論がなされた。優先順位が高いとされた添加物は以下のとおりである。

- ・ 315 Flavourings (新規 68 Flavourings を含む)(安全性評価及び規格)
- ・ Pullulan (食物繊維としての新たな使用を含む暴露評価)
- ・ Pullulanase (安全性評価及び規格)
- ・ Steviol glycosides (規格の改訂 (Rebaudioside D 及び F を含む))
- ・ Sucrose esters of fatty acids (規格の改訂)

(参考)

食品添加物部会 (CCFA) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項案及び原案	8, 5/8	・ 第 32 回総会
食品添加物国際番号システム (INS) の修正原案	5/8	・ 第 32 回総会
第 69 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	5/8	・ 第 32 回総会
加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則	2/3	・ 電子作業部会[座長: インドネシア] ・ 第 42 回 CCFA
INS リストの修正	1/2/3	・ 電子作業部会[座長: フィンランド] ・ 第 42 回 CCFA
第 71 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格	1/2/3	・ 第 42 回 CCFA
GSFA の付属文書表 3 別表の修正	採択	・ 第 32 回総会
GSFA の食品分類名及び記述の改訂	採択	・ 第 32 回総会
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	採択	・ 第 32 回総会
GSFA の食品添加物条項の一部	廃止	・ 第 32 回総会

事項	ステップ	今後のアクション
GSFA の食品添加物条項の案及び原案の一部	作業中止	
GSFA に関する物理的作業部会で検討される食品添加物条項		・ 米国が討議文書を作成
コーデックス規格の添加物条項と GSFA の不整合に関する課題と勧告に関する討議文書		・ 電子作業部会[座長：スイス] ・ 第 42 回 CCFA
食用塩の規格の更新に関する討議文書		・ スイスが討議文書を作成
GSFA の作業促進のための革新的な提案に関する討議文書		・ コーデックス事務局 ・ 第 42 回 CCFA
INS の変更の提案を正当とする根拠の必要性に関する原則についての討議文書		・ 電子作業部会[座長：フィンランド]
加工助剤として使用する物質の一覧（更新リスト）		・ ニュージーランドがリストを更新
JECFA による再評価メカニズムに関する討議資料		・ JECFA 事務局が討議文書を作成 ・ 第 42 回 CCFA
食品分類システムの改訂に関する提案		・ 第 42 回 CCFA
GSFA に関する情報と討議を支援する作業文書		・ コーデックス事務局